信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会規約改正(案)について

令和4年2月9日

北陸地方整備局 千曲川河川事務所 長野県 河川課

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 全体協議会の設置について

これまでの流域治水協議会

流域治水協議会

長野圏域

- 各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

上田圏域

- ・ 各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

松本圏域

北信圏域

各機関の取組方

・フォローアップ

針の作成

- 各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

大町圏域

- 各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

佐久圏域

- 各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

千曲川·犀川 減災対策協議会

- ・ 各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

これからの流域治水協議会(案)

全体協議会

「流域治水」を行う全体像の共有・検討 (流出抑制に向けた整備・取組を中心)

全体像の共有

圏域等協議会

北信圏域

- •各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

長野圏域

- ・ 各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

大町圏域

フォローアップ

- •各機関の取組方 針の作成
- ・フォローアップ

松本圏域

- 各機関の取組方針 の作成
- ・フォローアップ

上田圏域

- 各機関の取組方針 の作成
- ・フォローアップ

佐久圏域

・フォローアップ

の作成

- 千曲川·犀川 減災対策協議会
- ・各機関の取組方針・各機関の取組方針 の作成
 - ・フォローアップ

現行 改正案

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約

第1条 設置、名称

本会は、信濃川水系における信濃川上流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称し、これを設置する。

第2条 目的

本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系(信濃川上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(新設)

第3条 協議会の構成

協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内 10 圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大 町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。

協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会

(設置、名称)

第1条

(同左)

(目的)

第2条

(同左)

(全体協議会の構成)

第3条 協議会に全体協議会を置く。

- 2 全体協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 3 全体協議会に幹事会を置く。幹事は、別表2の職にある者をもって構成する。幹事会は、全体協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析及び調整を行うことを目的とし、結果について全体協議会へ報告する。
- 4 全体協議会及び幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項及び第2項によるもののほか、全体協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1及び別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(圏域等協議会の構成)

第4条 協議会に圏域等協議会を置く。

2 圏域等協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び 長野県内 10 圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、 松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構 成する。 <u>の指示による各種検討については、第3条に記載する大規模氾濫に関する減</u> 災対策協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。

第4条 流域治水協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1. 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2. (削除)
- 3. (削除)
- 4. その他、流域治水に関して必要な事項。

(新設)

第5条 協議会の情報公開

協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

第6条 協議会資料等の公表

- 1. 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2. 協議会の議事については、上記第3条に記載する大規模氾濫に関する減

(全体協議会の実施事項)

第5条 全体協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- → その他、流域治水に関して必要な事項。

(圏域等協議会の実施事項)

第6条 圏域等協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を 含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 二 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 三 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第7条 全体協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議 内容によっては全体協議会に諮り、非公開とすることができる。
 - 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を全体協議会へ報告することにより公開と見なす。
 - 3 圏域等協議会の公表については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に 関する減災対策協議会で別に定めるものとする。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 全体協議会に提出された資料等については速やかに公表するものと する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等について は、全体協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 全体協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した

現行	改正案

<u>災対策協議会の議事概要と合わせ作成し、</u>出席した各会員、各機関の確認 を得た後、公表するものとする。

(新設)

第7条 事務局

協議会の事務局は、第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

第8条 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

本規約は、令和3年3月11日より実施する。

各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。

3 圏域等協議会の資料及び議事等については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。

(事務局)

- 第9条 全体協議会の事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所及び長野県河川課が行う。
 - 2 圏域等協議会の事務局は、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関す る減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図 りながら運営を行う。

(雑則)

第10条

(同左)

(附則)

第11条 本規約は、令和3年3月11日より実施する。 令和 年 月 日改正

現行	改正案

(新設)	別表1	
	機関名	代 表 者
	長 野 市	市長
	松 本 市	市長
	上田市	市長
	須 坂 市	市長
	小 諸 市	市長
	中 野 市	市長
	大 町 市	市長
	飯 山 市	市長
	塩 尻 市	市長
	佐 久 市	市長
	千 曲 市	市長
	東御市	市長
	安曇野市	市長
	小 海 町	町 長
	佐久穂町	町 長
	川 上 村	村長
	南 牧 村	村長
	南相木村	村長
	北 相 木 村	村長
	軽 井 沢 町	町 長

現行	改正	案
	1	
	御代田町	町 長
	立 科 町	町 長
	長 和 町	町 長
	青木村	村長
	麻積村	村長
	生坂村	村 長
	山形村	村長
	朝日村	村長
	筑 北 村	村長
	池 田 町	町 長
	松川村	村長
	坂 城 町	町 長
	小布施町	町 長
	高山村	村長
	山ノ内町	町 長
	木島平村	村長
) 野 沢 温 泉 村	村長
	信濃町	町 長
	飯綱町	町 長
	小 川 村	村長
	 	村長
	 関東農政局 農村振興部	地方参事官(各省調整)
	中部森林管理局 北信森林管理署	署長

現行	改正案		
	中部森林管理局 中信森林管理署		長
	中部森林管理局東信森林管理署	署	長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構		
	森林整備センター長野水源林整備事務所	所	長
	長野県 環境部 生活排水課	課	長
	長野県 農政部 農地整備課	課	長
	長野県 林務部 森林づくり推進課	課	長
	長野県 建設部 砂防課	課	長
	長野県 建設部 都市・まちづくり課	課	長
	長野県 建設部 建築住宅課	技監兼訓	果長
	長野県 佐久建設事務所	事 務 所	長
	長野県 上田建設事務所	事 務 所	長
	長野県 松本建設事務所	事 務 所	長
	長野県 安曇野建設事務所	事 務 所	長
	長野県 大町建設事務所	事 務 所	長
	長野県 千曲建設事務所	事 務 所	長
	長野県 須坂建設事務所	事 務 所	長
	長野県 長野建設事務所	事 務 所	長
	長野県 北信建設事務所	事 務 所	長
	関東地方整備局	事務所	長
	利根川水系砂防事務所		
	北陸地方整備局 大町ダム管理所	管理所	
	北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	事務所	長

	北陸地方整備局 松本砂防事務所	事務所長
	長野地方気象台	気 象 台 長
	長野県 建設部 河川課	課長
	北陸地方整備局 千曲川河川事務所	事 務 所 長
	[オブザーバー]	
	信州大学工学部水環境・土木工学科	吉谷純一教授
	信州大学工学部水環境・土木工学科	豊田政史准教授
	NHK長野放送局	放 送 部 長
	信越放送株式会社	報 道 部 長
	株式会社長野放送	報 道 部 長
	株式会社テレビ信州	報 道 部 長
	長野朝日放送株式会社	報道制作部長
(新設)	RII = 0	
(別表2	
	機関名	幹事
	長 野 市	河 川 課 長
	松 本 市	建設総務課長
	上田市	土木課長
	須 坂 市	道路河川課長
	小 諸 市	建設課長
	中 野 市	道路河川課長
	大 町 市	建設課長

改正案

現行

現行	改正案		
	飯 山 市	道路河川課長	
	塩 尻 市	建設課長	
	佐 久 市	土木課長	
	千 曲 市	建設課長	
	東 御 市	建設課長	
	安曇野市	監理課長	
	小 海 町	産業建設課長	
	佐 久 穂 町	建設課長	
	川上村	産業建設課長	
	南 牧 村	産業建設課長	
	南相木村	振 興 課 長	
	北 相 木 村	経済建設課長	
	軽 井 沢 町	地域整備課長	
	御代田町	建設水道課長	
	立 科 町	建設環境課長	
	長 和 町	建設水道課長	
	青 木 村	建設農林課長	
	麻 績 村	振 興 課 長	
	生 坂 村	振 興 課 長	
	山 形 村	建設水道課長	
	朝日村	建設環境課長	
	筑 北 村	建設課長	
	池 田 町	建設水道課長	

現行	改正案	
	松川村	オニルンギニのド
		建設水道課長
		建設課長
	小布施町	建設水道課長
	高山村	建設水道課長
	山ノ内町	建設水道課長
	木島平村	建設課長
	野 沢 温 泉 村	建設水道課長
	信濃町	建設水道課長
	飯 綱 町	建設水道課長
	小 川 村	建設経済課長
	栄 村	建設課長
	関東農政局 農村振興部	水利計画官
	中部森林管理局 北信森林管理署	次 長
	中部森林管理局 中信森林管理署	次 長
	中部森林管理局 東信森林管理署	次 長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	==
	森林整備センター長野水源林整備事務所	所 長
	長野県 環境部 生活排水課	企 画 幹
	長野県 農政部 農地整備課	企 画 幹
	長野県 林務部 森林づくり推進課	企 画 幹
	長野県 建設部 砂防課	企 画 幹
	長野県 建設部 都市・まちづくり課	企 画 幹
	長野県 建設部 建築住宅課	課長補佐兼指導審査係長

改正案	
整備課長	
整備課長	
計画調査課長	
整備課長	
整備・建築課長	
整備課長	
整備課長	
計画調査課長	
整備課長	
副所長(技)	
管 理 係 長	
副所長(技)	
副所長(技)	
防 災 管 理 官	
企 画 幹	
副所長(技)	